

# 平井中学校部活動に係る活動方針

令和6年4月

## 1 策定の趣旨

「平井中学校部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」）は、本校における部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
  - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
  - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、部活動を強制したりすることがないよう、留意する。
- 学校全体として、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。
- 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。

## 2 活動方針

### (1) 学校教育の一環としての部活動

- ① 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 部活動は、全職員の共通理解の下、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- ③ 勝敗のみにこだわることなく、生徒の健全な心身の育成及び人間関係の構築を目指した活動を行う。
- ④ 生徒が自己の存在感と責任をもって部活動に取り組むことができ、その活動を通して、自己有用感や自己肯定感を得たり、高めたりすることができる活動を行う。
- ⑤ PTA総会や部活動保護者会、HP等、を利用して、活動方針について広く発信し、理解を求める。

### (2) 適切な運営のための体制整備

- ① 活動方針等の公表
  - ア 校長は、「活動方針」及び「活動計画」を公表する。
- ② 部活動の指導・運営に係る体制の構築
  - ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円

滑に部活動の運営ができるよう、部活動の数の調整を図る。

イ 校長は、各部の年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。

ウ 校長は、学校自己評価及び保護者のアンケートの項目に、「部活動」に関する内容を追加し、評価を基にした業務改善に努める。

エ 近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### ① 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「R P D C Aサイクル」を着実に実施する。

オ 部顧問は、部活動説明会や文書等をとおして、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

#### ② 部活動用指導手引の活用

部顧問は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等が各専門部に配付する中央競技団体又は文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。

#### ③ 熱中症事故の防止

ア 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等、柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として屋内外の活動を行わない。

イ 校長は、高温や多湿時において、主催する大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

#### ④ 感染症への対応

校長は、生徒にインフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、部内での流行の防止に努め、教育委員会や保健所の指導・助言を受けて、活動の制限、中止等の措置をとる。

### (4) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(原則として土・日のどちらかと月曜日を休養日とする。大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。休日に活動した場合は、その分を休日に振替える。長期休業中は、学期中と同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。)
- ② 1日当たりの活動時間の上限は、平日2時間、休業日(土・日・祝日・振替休業日)は3時間とする。大会及び練習試合等は除く。ただし、休日に練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。また、長期休業中も同様に設定する。

平日の完全下校時刻は、下記のとおりとする。

4月	17:45	7月	17:45	10月	17:45	1月	16:30
5月	17:45	8月	17:00	11月	17:15	2月	17:00
6月	17:45	9月	17:45	12月	16:30	3月	17:30

※ 10・11月は、県東地区新人体育大会、県大会終了後は、10月【17:15】、11月【17:00】とする。

- ③ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ④ 朝の活動は、原則として行わない。ただし、全国中学校総合体育大会及び県新人体育大会、全日本吹奏楽コンクール等の予選を含む期日前1ヶ月程度は、校長の許可の下、実施できることとする。なお、この期間は、校長の判断の下、活動時間等の調整をする。
- ⑤ 校長は、「活動方針」の策定にあたっては、市の策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑥ 定期試験等の実施2日前から試験終了までを休養日として設定する。
- ⑦ 学校休校日(閉庁日)となる日または期間を、休養日または休養期間とする。

### (5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

#### ① 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。その際、運動部顧問が地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努める。

#### ② 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

校長は、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベ

ルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。

### ③ 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域スポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための整備を推進する。

## (6) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県中学校体育連盟や茨城県吹奏楽連盟等の県内の部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める大会等数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。参加する大会数の上限については、年間12回程度とする。

## (7) 事故への対応

① 校長及び部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。(練習、校外での試合・大会等)

### ② 自然災害への対応

学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

③ 部活動中の生徒の事故・傷病については、本校で対応する。また、部顧問及び外部指導者の事故・傷病への対応については、校長が行う。部活動指導員については、校長及び市教育委員会が行う。

### ④ 保険について

部活動中の生徒の災害(負傷、疾病、傷害等)については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。また、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。

## (8) その他

活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。